

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2024-008

申 立 人 : X

申立人代理人 : 弁護士 島内 保彦

被 申 立 人 : 徳島県剣道連盟 (Y)

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、申立人と被申立人との間に成立した以下の内容の和解を、仲裁判断とする。

申立人と、被申立人は、JSAA-AP-2024-008 号仲裁事案の仲裁申立て（以下「本仲裁申立て」という。）に関し、次のとおり合意する。

- 1 被申立人は、2024 年 5 月 1 日付けで被申立人が申立人に対して行った資格停止処分に付随する内容のうち、「処分決定通知書送達の日から 3 年間、復活の申立てを禁止する。」とされている部分を撤回する。
- 2 申立人及び被申立人は、徳島県剣道連盟会則第 9 条の 2 本文に基づく申立人からの復活の申立てがあり、被申立人がこれを承認したものとして、2025 年 2 月 6 日付けで申立人の被申立人における会員資格が復活したことを確認する。
- 3 仲裁申立料金 55,000 円は、申立人及び被申立人が等分で負担する。
- 4 本仲裁申立てにかかるその余の費用は、各自の負担とする。

理 由

1 判断の理由

申立人は、2024 年 7 月 5 日、仲裁申立書により、2024 年 5 月 1 日付けで被申立人が申立人に対して行った資格停止処分決定を取り消すこと等を求めて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てた。本件スポーツ仲裁パネルは、2025 年 1 月 28 日、審問期日において、当事者双方の承諾を得て、同月 29 日、和解条項案を提示した。そこ

で、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人からの意見を聴取の上、同月 10 日、当事者双方に仲裁パネルにおける和解条項の提案を行い、申立人は、同月 30 日、被申立人は、同年 2 月 6 日、この和解案に合意した。また、申立人及び被申立人は、スポーツ仲裁規則第 45 条に基づき、その和解内容を仲裁判断とすることを要請した。

以上の経過から、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者の和解内容を仲裁判断とすることを相当と認め、和解内容を仲裁判断とする。

2 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり

3 結論

よって、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2025 年 2 月 7 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 川井 圭司

仲裁人 岡村 英祐

仲裁人 田中 敦

仲裁地：東京都

仲裁手続の経過

1. 2024年7月5日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「仲裁合意書」「委任状」「証拠説明書」及び書証（甲第1～4号証）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月10日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同月30日、申立人が期限までに仲裁人選定を行わなかったことを受け、機構は、申立人側仲裁人として岡村英祐を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
4. 同年8月5日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「証拠説明書」及び書証（乙1～6）を提出した。
同日、岡村英祐は、仲裁人就任を承諾した。
5. 同月6日、被申立人が期限までに仲裁人選定を行わなかったことを受け、機構は、被申立人側仲裁人として田中敦を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
6. 同月7日、田中敦は、仲裁人就任を承諾した。
同日、機構は、岡村仲裁人及び田中仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
7. 同月13日、岡村仲裁人及び田中仲裁人は、機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
8. 同月20日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、川井圭司を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
9. 同月21日、申立人は、機構に対し、「答弁書に対する反論書面」を提出した。
10. 同月22日、川井圭司は、第三仲裁人就任を承諾し、川井圭司を仲裁人長とし、岡村英祐及び田中敦を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
11. 同年9月9日、機構は、仲裁専門事務員として井神貴仁を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
同日、井神貴仁は、仲裁専門事務員就任を承諾した。（当事者への通知は翌10日）
12. 同月19日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件に関する釈明事項等について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
13. 同年30日、被申立人は、機構に対し、「主張書面」「全日本剣道連盟会員規則」及び「全日本剣道連盟綱紀委員会規則」を提出した。
14. 同年10月10日、申立人は、機構に対し、「申立人主張書面（1）」「申立人主張書面（2）」を提出した。
15. 同月25日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問の開催方法に関する意見聴取について、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。

16. 同年12月2日、機構は、井神仲裁専門事務員より辞任届が提出され、機構がそれを受理した旨を両当事者に通知した。
17. 同月18日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問の開催場所等の詳細、出席者、証人申請について、「スポーツ仲裁パネル決定(3)」を行った。
18. 2025年1月9日、申立人は、機構に対し、「訂正申立書」「尋問申請書」「証拠説明書」及び書証(甲5)を提出した。
19. 同月15日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人が提出した訂正申立書に対する被申立人の意見聴取について、「スポーツ仲裁パネル決定(4)」を行った。
20. 同月16日、被申立人は、機構に対し、申立人が同月1月9日に提出した訂正申立書に対する意見はない旨を連絡した。
21. 同月20日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人が提出した訂正申立書による申立変更を許可する旨及びその後の進行について、「スポーツ仲裁パネル決定(5)」を行った。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、尋問の採用、尋問の希望時間の聴取、出席者に対する意見聴取について、「スポーツ仲裁パネル決定(6)」を行った。
22. 同月22日、申立人は、機構に対し、「申立人主張書面(3)」「申立人主張書面(4)」及び「申立人主張書面(5)」を提出した。
23. 同月24日、申立人は、機構に対し、「証拠説明書」及び書証(甲6,7)を提出した。
同日、被申立人は、機構に対し、「被申立人主張書面(1)」及び「スポーツ仲裁パネル決定(5)(6)への回答」を提出した。
24. 同月27日、本件スポーツ仲裁パネルは、出席の許可、本件の尋問の時間配分について、「スポーツ仲裁パネル決定(7)」を行った。
25. 同月28日、大阪府内にて審問期日が開催され、審問の中で、申立人より、「証拠説明書」及び書証(甲8,9)が提出された。
証人尋問終了後、本件スポーツ仲裁パネルにより、申立人及び被申立人に対し、本件を和解で解決することを希望するか否かの確認が行われ、追って本件スポーツ仲裁パネルより和解案を提示することとなった。
26. 同月29日、和解条項案の提示、本件和解の方式に関する意見聴取について、「スポーツ仲裁パネル決定(8)」を行った。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞己
（公印省略）